

山梨県公報

第七百六十八号

平成十九年

六月十四日

木曜日

目次

告示

生活保護法に基づく指定介護機関の変更……………四三三
 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止……………四三五
 浸水想定区域等の決定……………四三七

公告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十九件)……………四三七
 公聴会の実施……………四四二
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四四二
 開発行為に関する工事の完了について(三件)……………四四二

告示

山梨県告示第二百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関に次のとおり変更があった。
 平成十九年六月十四日

山梨県知事 横内 正明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項
社会福祉法人 壽ノ家	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	社会福祉法人 壽ノ家 寿ノ家指定居宅介護支援事業所	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	事業所の名称
株式会社 やさしい手甲府	甲府市青葉町十四番十五号	やさしい手 甲斐事業所	甲斐市篠原二千七百七十三番地六	事業者の所在地及び事業

株式会社 二子イ学館	東京都千代田区神田駿河台二番地九	アイリスケアセンター 甲府南	甲府市増坪町二百六十六番地十一	事業所の名称及び所在地
社団法人 山梨勤労者医療協会	甲府市宝二丁目九番一号	共立介護支援センター	甲府市丸の内二丁目八番十一号丸ビル一F	事業所の名称及び所在地
株式会社 ケー・アール・ジー	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	ケー・アール・ジー福祉用具貸与事業所	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	事業所の名称
企業組合 ケアフォーラム甲府	甲府市朝日五丁目六番十一号サンハイツびぐち	企業組合 ケアフォーラム甲府	甲府市朝日五丁目六番十一号サンハイツびぐち	事業所の所在地
株式会社 やさしい手甲府	甲府市青葉町十四番十五号	やさしい手 福祉用具センター	甲府市国母一丁目五番二十号	事業所の所在地及び事業所の名称並びに所在地
株式会社 やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手 笛吹福祉用具センター	笛吹市一宮町末木八百五十六番地	事業者の所在地
株式会社 やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番十六号	やさしい手 甲斐事業所	甲州市勝沼町山千百十番地一	事業者の所在地

有限会社 グツ トケアー	甲府市住吉四丁 目六番二十四号	有限会社 グツ トケアー 住吉 ヘルパーステー ション	甲府市住吉四丁 目六番二十四号	事業所の名 称
株式会社 ハ トウエル	千葉県千葉市美 浜区新港四十二 番地四	株式会社ハート ウエル山梨店	甲府市德行一丁 目九番三十五号 樋川ビル一階	事業者の所 在地
社会福祉法人 甲府市社会福祉 協議会	甲府市幸町十五 番六号	甲府市地域包括 支援センター 風土記の丘	甲府市下向山町 千五百十六番地 一	事業所の名 称
医療法人 慶友 会	甲府市城東四丁 目十三番十五号	甲府市地域包括 支援センター 城東	甲府市城東四丁 目十三番十五号	事業所の名 称
社会福祉法人 和人会	甲府市国玉町九 百五十一番地一	甲府市地域包括 支援センター トリアス	甲府市国玉町九 百五十一番地一	事業所の名 称
社会福祉法人 恵優会	甲府市青葉町十 四番十五号	甲府市地域包括 支援センター 甲府西	甲府市下飯田一 丁目四番二十七 号	事業所の名 称
医療法人 笹本 会	甲府市古上条町 四百四十六番地	甲府市地域包括 支援センター おおくに	甲府市大里町五 千三百十五番地	事業所の名 称
医療法人 立星 会	甲府市和戸町三 百八十九番地三	甲府市地域包括 支援センター こつふ南	甲府市住吉五丁 目二十四番十四 号	事業所の名 称
社会福祉法人 山梨榎の会	甲府市塚原町三 百五十九番地	甲府市地域包括 支援センター あいかわ	甲府市塚原町三 百五十九番地	事業所の名 称

社会福祉法人 奥湯村福祉会	甲府市羽黒町千 六百五十七番地 五	甲府市地域包括 支援センター 奥湯村園	甲府市羽黒町千 六百五十七番地 五	事業所の名 称
社会福祉法人 奥湯村福祉会	甲府市羽黒町千 六百五十七番地 五	甲府市地域包括 支援センター 朝日新紺屋	甲府市朝日二丁 目二番三号 田 中ビル一〇二	事業所の名 称
特定非営利活動 法人 ヘルスケ アサポート協会	三重県いなべ市 員弁町大泉千九 百九十番地二	グループホーム 大里	甲府市大里町三 千三百七十五番 地一	事業者の所 在地
医療法人 立史 会	甲府市上阿原町 千百五十一番地	ノイエス訪問介 護事業所	甲府市上阿原町 千百五十一番地	事業所の名 称
株式会社 日本 ケアンソリュシ ョン	甲府市丸の内三 丁目三十二番十 五号	パナ介護ヘルパ ーセンター	甲府市丸の内三 丁目三十二番十 五号	事業者の名 称及び事業 所の所在地
医療法人財団加 納岩	山梨市上神内川 千三百九番地	加納岩居宅介護 支援事業所	山梨市上神内川 千三百六十三番 地	事業所の名 称及び所在 地
医療法人財団加 納岩	山梨市上神内川 千三百九番地	東山梨訪問看護 ステーション	山梨市上神内川 千三百六十三番 地	事業所の所 在地
南部町	南巨摩郡南部町 富士二万八千五 百五番地二	南部町なんぶ居 宅介護支援事業 所	南巨摩郡南部町 内船八千八百十 二番地	事業所の名 称及び所在 地

山梨県告示第二百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指
定した次の介護機関は廃止した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横内 正 明

事業者の名称	医療法人 銀門会	主たる事業所の所在地	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地二十五	事業所の名称	甲州訪問介護ステーション	事業所の所在地	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地
北杜市・小淵沢町病院組合組合立山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地	北杜市・小淵沢町病院組合組合立山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地	社会福祉法人 身延町社会福祉協議会	身延町社会福祉協議会指定訪問介護身延事業所	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地三十六	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地
社会福祉法人 身延町社会福祉協議会	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	身延町社会福祉協議会指定訪問介護下部事業所	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	社会福祉法人 身延町社会福祉協議会	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地
社会福祉法人 身延町社会福祉協議会	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	身延町社会福祉協議会指定居宅介護支援下部事業所	南巨摩郡身延町常葉千九十三番地	富士吉田市	富士吉田市指定居宅介護支援事業所	富士吉田市下吉田千八百四十二番地	富士吉田市下吉田千八百四十二番地
市川大門町	西八代郡市川三郷町市川大門千七百三十三番地一	ケアセンターいちかわ	西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地	望月クリニック・デイ・ケアセンタ	望月クリニック・デイ・ケアセンター	甲府市塩部四丁目十六番二号	甲府市塩部四丁目十六番二号
株式会社 やさしい手甲府	甲府市丸の内一丁目二十一番七号 武藤ビル六F	株式会社 やさしい手甲府 甲府南事業所	甲府市青葉町十四番十五号				

株式会社 やさしい手甲府	甲府市青葉町十四番十五号	業所	やさしい手 昭和事 中巨摩郡昭和町築地 新居三百七十四番地一
医療法人 立史会	甲府市上阿原町千五百一十一番地	ノイエス訪問介護ステーション	甲府市中央一丁目一 番十七号
医療法人康麗会 山梨峡東病院	笛吹市石和町市部 八百九番地一	医療法人康麗会 山梨峡東病院	笛吹市石和町市部八 百九番地一
メディカル・ケア・サービス株式会社	埼玉県さいたま市 大宮区大成町一番 地二百四十六	モアライフ 葑崎	葑崎市竜岡町下条南 割百九十二番地三
医療法人 共生会	甲府市湯村三丁目 十五番十三号	NAC湯村 指定介護 予防支援事業所	甲府市湯村三丁目十 五番十三号
社団法人山梨口腔 保健センター 山梨 県歯科医師会	甲府市大手一丁目 四番一号	山梨口腔保健センタ	甲府市大手一丁目四 番一号
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三 百二十六番地一	笛吹市指定居宅介護 支援事業所 春日居 支所	笛吹市春日居町加茂 七十七番地一
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三 百二十六番地一	笛吹市指定居宅介護 支援事業所 石和支 所	笛吹市石和町小石和 七百五十一番地
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三 百二十六番地一	笛吹市指定居宅介護 支援事業所 御坂支 所	笛吹市御坂町栗合八 十七番地
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三 百二十六番地一	笛吹市指定居宅介護 支援事業所 八代支 所	笛吹市八代町南三百 二十六番地一

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三百二十六番地一	笛吹市指定居宅介護支援事業所 一宮支所	笛吹市一宮町末木八百二十九番地
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三百二十六番地一	笛吹市指定居宅介護支援事業所 境川支所	笛吹市境川町藤袋二千五百八十八番地
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三百二十六番地一	笛吹市指定訪問介護事業所 春日居支所	笛吹市春日居町加茂七十七番地一
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三百二十六番地一	笛吹市指定訪問介護事業所 石和支所	笛吹市石和町小石和七百五十一番地
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三百二十六番地一	笛吹市指定訪問介護事業所 御坂支所「あおぞら」	笛吹市御坂町栗合八十七番地
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三百二十六番地一	笛吹市指定訪問介護事業所 御坂支所	笛吹市御坂町栗合八十七番地
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南三百二十六番地一	笛吹市指定訪問介護事業所 境川支所	笛吹市境川町藤袋二千五百八十八番地

山梨県告示第二百四十一号

富士川水系塩川に係る浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第三項の規定に基づき告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置き、一般

の縦覧に供する。
平成十九年六月十四日
山梨県知事 横内正明

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年六月十四日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 処分をした年月日 平成十九年五月六日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社内田組
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市東四百七番地
 - 3 代表者の氏名 内田光司
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第一一九六号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取り消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年六月十四日

- 山梨県知事 横内正明
- 一 処分をした年月日 平成十九年五月十三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社興建社
 - 2 主たる営業所の所在地 北都留郡丹波山村二千八百四十九番地
 - 3 代表者の氏名 青柳秀和
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第六二三号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社新府
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市藤井町北下條四百十番地六
 - 3 代表者の氏名 戸嶋幸雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第二六七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社地場工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町金川原八百五十番地一
 - 3 代表者の氏名 地場亜紀子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一七）第五〇五九号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取り消し

- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ワイジーケイ株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田四丁目七番七号
 - 3 代表者の氏名 平出義文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第六八九七号
- 四 処分の内容 電気工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 天野建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草二百四十九番地一
 - 3 代表者の氏名 天野徳雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八五二一號
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社ネットワーク
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田千五百七十六番地二十七
- 3 代表者の氏名 金丸美奈子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八八六〇号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 水上土建
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町二千百十三番地
- 3 相続人の氏名 水上真治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六六六七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 信玄土木株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町石橋二千六十二番地
- 3 代表者の氏名 芦澤一貴
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第四七一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年四月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社米山工務店
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉五丁目七番十七号
- 3 代表者の氏名 米山治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五四四号
- 四 処分の内容 板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、造園工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社柏工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上曾根町三千百二番地
 - 3 代表者の氏名 池田謙一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第七〇八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 麻野建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町身延千九百八十四番地
 - 3 代表者の氏名 麻野琢也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第一四二〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 スプリングサービス株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市御太刀一丁目十一番二十二号
 - 3 代表者の氏名 春風信夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八四六四号
- 四 処分の内容 塗装工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 向山塗料株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町二千二百四十四番地
 - 3 代表者の氏名 向山明好
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八六一八号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十八日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社米山実業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市堀之内町八百六十一番地
 - 3 代表者の氏名 米山紀
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一八）第四一三三三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山梨藤吉工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生二丁目十三番六号
 - 3 代表者の氏名 秋山大平
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第四四九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社サクライ
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野二百十三番地
 - 3 代表者の氏名 櫻井知子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第七九八三三号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社栄設備
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村六千二百二十七番地
 - 3 代表者の氏名 佐藤光栄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八一七八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年六月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十九年五月二十八日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社昭和技建
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条二千八十番地六
 - 3 代表者の氏名 齋城誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八二八一号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取り消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開催期日 平成十九年七月五日（木）午後二時
- 二 開催場所 大月市御太刀二丁目十一番二十二号 大月市民会館四階視聴覚室
- 三 聴こごととする案件 大月都市計画道路の変更について
- 四 意見書の提出先 富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十九年六月二十八日（木）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課及び富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課並びに大月市地域整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字中河原三三六五の一、三三六五の二、三三六五の三、三三六八の一、三三六八の二、三三七〇の一、三三七〇の二、三三七二の一及び三三七二の二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南アルプス市百々千九百九番五 千野厚

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市井之口字今川一〇九一の一及び一〇九一の六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市山之神千四百四十三番七 株式会社オーエストラッグス 代表取締役 志村孝

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市一町畑字西之神二一七の六、四九七の二、四九七の三及び五〇三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区本町一丁目六番二号 カシオ計算機株式会社 代表取締役 樫尾和雄

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇六の二九六の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 取締役社長 堀内光一郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番